

No.	件名・内容	回答
2	<p>夏祭りの徴収金について</p> <p>限られた住人だけが支払うのはおかしいのではないか。</p> <p>(受付No.) 24_2116 (受付日) 平成24年7月10日</p>	<p>毎年、7月に行われる「上尾夏まつり」は、市内の各地区が一堂に会するお祭りで、地元の皆様に多大なるご尽力をいただきながら実施しているものです。徴収金については、お祭りの運営費として自治会が自主的に集めているものと思われます。地元の事業が円滑に行われるようご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>(担当) 自治振興課 (直通) 775-4539</p>
1	<p>事務区制度について</p> <p>事務区長や役員の選出方法、会費や会費の用途について教えてほしい。</p> <p>(受付No.) 24_2022 (受付日) 平成24年4月23日</p>	<p>本市は、昭和37年から事務区制を設けており、市内を112区に分けて区長及び区長代理を配置しています。各区では、町内会・自治会を中心とするコミュニティ組織が形成されており、環境美化や防災・防犯など、さまざまな面で積極的な活動が行われています。</p> <p>区長や役員の選出方法については、各地域の状況により互選や持ち回りとなっているようですが、最終的には地区の総会等で承認されています。区長及び職務代理は、その後、事務区の推薦に基づき市長が委嘱します。</p> <p>区費（町内会費・自治会費）については、各地区での取り組み内容によって金額が異なっておりますが、地域活動を円滑に行うために地区のみなさんが独自で決定しているもので、また、用途についても同様となっております。</p> <p>(担当) 自治振興課 (直通) 775-4539</p>